

吹田市公告第77号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）同法第34条第1項の規定による事業計画の変更の認可の申請があったマンション建替事業について、同法第34条第2項において準用する同法第12条各号に適合しているため、事業計画の変更の認可をしたので、同法第34条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により公告します。

なお、当該建替事業に係る図書については、同法第34条第2項において準用する同法第14条第3項の規定により公衆の縦覧に供します。

令和8年3月31日

吹田市長 後藤 圭二

1 組合の名称

千里津雲台A23・24住宅マンション建替組合

2 施行マンションの名称

千里津雲台A23・24住宅

3 施行マンションの敷地の区域

吹田市津雲台3丁目20番142

4 施行再建マンションの敷地の区域

吹田市津雲台3丁目20番142及び20番153

5 施行マンションの敷地の区域の内容

11,393.40㎡

6 施行再建マンションの敷地の区域の内容

11,427.43㎡

7 事業施行期間の内容

令和7年4月から令和11年6月まで

8 事業年度の内容

令和7年度から令和11年度まで

9 事務所の所在地

大阪府吹田市

10 設立認可の年月日

令和7年6月26日

11 事業計画の変更の年月日

令和8年3月31日

12 縦覧場所

吹田市泉町1丁目3番40号

都市計画部都市計画室

13 縦覧期間

令和8年3月31日からマンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第6項又は第81条の公告の日まで